

市長室開放

より良いまちづくりのため
市政について市長と語り合
いませんか？

日時 9日(水)15時～17時

※1件30分

場所 市役所

申込期限 7日(月)17時15分

申込・問合せ 広聴・市民生活課
☎72・3191

マイナンバーカード

【休日・夜間交付】

対象 マイナンバーカード交付通
知書・電子証明書発行通知書が
届いている方

※本人確認書類を持参のこと

日時 ①13日(日)9時～12時
②24日(木)17時30分～19時

【申請受付臨時窓口】※予約制

写真撮影を行い、オンライン

お知らせ

市役所(花川北6・1・30・2)
りんくる(花川北6・1・41・1)

申請手続きをサポートします。

日時 24日(木)17時30分～19時

申込期間 1日(火)～23日(水)

【共通事項】

場所・申込・問合せ 市民課(市役
所1階1番窓口)

☎72・3165

ごみ保管庫は大丈夫？

経年劣化などで破損してい
るごみ保管庫が見受けられま
す。ごみ保管庫は各自の管理と
なりますので、ふた・蝶番^{まちがひ}・取っ
手部分などが破損していたり、
本体側面などにヒビが入ってい
たりする場合は、早めに修理や
補修・交換などの対策をお願い
します。

玄関フードの中のごみは収
集しませんので、ごみ保管庫は
自宅敷地内の道路際の見やす
い位置に設置してください。

問合せ ごみ・リサイクル課
☎72・3126

**LINE Pay 請求書払いの
取り扱いを終了します**

LINE Payのサービス
終了に伴い、市税や上下水道料
金などのLINE Pay請求
書払いを23日(水)で終了します。

問合せ 納税課 ☎72・3121

水道営業課 ☎72・3133

児童手当

※入金まで数日要する場合あり

支払日 10日(木)

【養育状況などに変更があったら】

児童を監護しなくなったな
ど、養育状況に変更があった場
合は速やかに届け出てくださ
い。未提出や遅れた場合は、児
童手当の返還を求める場合が
あります。

問合せ 子ども家庭課(市役所
1階18番窓口) ☎72・3128

**児童手当に係る
大学生年齢の子の届け出**

大学生年齢のお子さんを含む
3人以上のお子さんを養育して
いる方で、養育状況などに変更が
あった場合は4月以降の養育状
況について届け出が必要です。3
月に高校や短期大学などを卒業
される年齢のお子さんがいる対
象者には、案内を送付しています
ので、ご確認ください。未提出の
場合、児童手当の支
給を受けられない
場合があります。

問合せ 子ども家庭課
☎72・3128

手当額の改定

物価変動を踏まえ、4月から

芸術文化振興奨励補助金

【芸術文化活動振興事業】

- ①演劇、音楽などの研修・発表
- ②指導者育成講習会
- ③芸術鑑賞提供事業
- ④市外との文化交流を目的とする公演など

【共通事項】

対象 主に市内在住者で構成され、活動拠点が市内にある団体か個人

※過去に交付済みの事業や昨年度交付を受けた事業者は対象外。補助条件・額の上限あり

申込方法 申込先にある計画書などを5/9(金)までに提出 ※必着

申込・問合せ 社会教育課(花川北7・1 市民図書館内) ☎72・3173

【文化財保護・保存推進事業】

- ①保護・保存事業
- ②指導者・ボランティア育成事業
- ③保護思想の育成事業

少年少女芸術文化大会・コンクール出場補助金

対象 全国規模で開催される各種芸術文化大会・コンクールなどに出場する小学生から高校生(構成員の8割以上が市内在住で、活動拠点が市内にある団体か個人)

※要事前申請。予選会がない・部活動の一環の大会などは対象外。要問合せ

補助額 補助対象経費の2分の1以内(上限は団体50万円、個人2万円)

申込方法 申込先にある申請書などを提出

申込・問合せ 社会教育課(花川北7・1 市民図書館内) ☎72・3173

固定資産の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者は、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

また、納税義務者などは固定資産課税台帳を期間内に限り無料で閲覧できます。※借地借家人は有料

区分	縦覧 (ほかの土地・家屋の 評価額との比較ができる)		閲覧 (資産の税額などを 確認できる)
	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
記載 項目	所在、地番、地目、地積、 評価額	所在、家屋番号、種類、 構造、床面積、評価額	土地・家屋価格等縦覧 帳簿に記載の内容に加 え、課税標準額など
対象	納税者		納税義務者など

縦覧・閲覧に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 本人と納税管理人以外の場合は、委任状(法人の場合は、代表者印が押印されているもの)と委任された方の本人確認書類
- 借地借家人は、賃貸借契約書、賃借料の支払いが確認できるもの(直近分)、本人確認書類

日時 1(火)～6/2(月)の平日8時45分～17時15分

場所 税務課(市役所1階15番窓口)、各支所市民福祉課

問合せ 税務課資産税担当 土地担当 ☎72・3120

家屋担当 ☎72・6120 償却資産担当 ☎72・3174

手当額を改定します。

〔児童扶養手当〕

対象児童	令和7年3月分まで		令和7年4月分から	
	全部支給額	一部支給額	全部支給額	一部支給額
1人目	45,500円	45,490円～ 10,740円	46,690円	46,680円～ 11,010円
2人目以降	10,750円 を加算	10,740円～ 5,380円 を加算	11,030円 を加算	11,020円～ 5,520円 を加算

問合せ 子ども家庭課

☎72・3128

〔特別児童扶養手当・特別障害者手当など〕

	令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)
特別児童 扶養手当	1級 55,350円 2級 36,860円	56,800円 37,830円
障害児福祉手当	15,690円	16,100円
特別障害者手当	28,840円	29,590円
経過的福祉手当	15,690円	16,100円

問合せ 障がい福祉課

☎72・3194

生振小学校(特認指定校)

市内のどこからでも通学でき、恵まれた自然環境や地域との連携を生かし、特色ある教育

を行つていきます。入学や見学を希望する方はお問い合わせください。

対象 令和8年度入学の1年生で通年通学が可能な児童

定員 16人 ※他学年は随時応相談

決定方法 面接(保護者・児童) ※学校説明会を7月中旬に開催予定。詳細は学校HPに掲載

問合せ 生振小学校

☎64・2018

国民年金保険料額の改定

令和7年度の国民年金保険料は月額1万7510円(前年比530円増)に変わります。日本年金機構から送付される納付書を確認して期限までに納めましょう。

〔保険料の前納割引制度〕

年金保険料は30日(水)までにまとめて納めると割引になります。送付される納付書には、前納用の納付書(半年分・1年分)が同封され、申し出により2年分を納めることもできます。

6ヵ月前納	納付額 104,210円 割引額 850円
1年前納	納付額 206,390円 割引額 3,730円
2年前納※	納付額 409,490円 割引額 15,670円

※札幌北年金事務所に申し出が必要

問合せ 市民課(市役所1階8番

窓) ☎72・3122

札幌北年金事務所(札幌市北区北24西6)

☎011・717・4115

市道で工事をする場合

無許可で道路敷地に工作物を設置したり、道路の形状を変更したりすることは、道路法により禁じられており、事前に市への許可申請が必要です。

申請が必要な例

○道路側溝(U字溝)にふたをかける、埋設する(主に花川南地区)

○道路施設(歩道など)の舗装や縁石の切り下げを行う

○融雪槽、宅地内の雨水排水などの道路側溝や集水ますへの接続

申請・問合せ 維持管理課

(市役所2階) ☎72・6122

下水道管が詰まったら

公共ますに植物の根が入り排水管が詰まることがあります。下水道管の流れが悪くなったら市職員が原因を調査しますのでご連絡を！なお、直接業者に調査を依頼した場合は、原因が公共ますでも調査費用は依頼者の負担になります。

問合せ 下水道課

☎72・3176

土・日・祝 ☎72・3111

悪質業者に要注意！

市から依頼されたように装い、宅地内の排水設備(排水管・ますなど)の清掃や点検を言葉巧みに勧誘する訪問業者が見受けられます。市が業者に依頼して宅地内の排水設備の清掃や点検を行うことはありません。不審に思ったらすぐに契約せず、石狩市消費者センター ☎75・2282に相談してください。

問合せ 下水道課 ☎72・3176

土・日・祝 ☎72・3111

4月は再配達削減PR月間

市は、政府が取り組む再配達削減PR月間に協力・賛同し、再配達削減に向けた取り組みを進めています。

〔再配達削減のためにお願いしたい4つのこと〕

- ①時間帯指定の活用(ゆとりある日時指定)
- ②各事業者の提供するコミュニケーション・ツール(メール・アプリなど)の活用
- ③コンビニ受け取りや駅の宅配ロッカー、置き配など、多様な受け取り方法の活用
- ④発送時に送付先の在宅時間を確認

問合せ 環境課 ☎72・3698

防風保安林を守るため

防風保安林へ園芸種などを持ち込んだり投棄したりすることで、自生しないはずの植物が生育する例が見受けられます。防風保安林には、植物の移植や草花・枝木、ごみなどの不法投棄は絶対に行わないでください。

問合せ 都市整備課

☎72・3671

土地売買などの届け出

対象となる土地の所有権売買などを行ったとき、土地の権利取得者(譲受人)は国土利用計画法に基づき契約を締結した日から2週間以内(契約締結日含む)に、市を経由して北海道への届け出が必要です。

届け出対象の土地(面積)

- 市街化区域内の土地(2千㎡以上)
- 市街化調整区域内の土地(5千㎡以上)

○右記以外の土地(1万㎡以上) ※一体利用が可能などまとまりの土地を取得する予定があり、土地全体(買いの二団)で届け出対象に該当する場合は、取引ごとに届け出が必要

問合せ 建設総務課

☎72・3081